

第四十六條 本文際部、會計ハ親友會本部書記  
之ニシテ堂より各交際所ニアリテハ監事之

レニ當ル

第四十七條 本文際部役員力交際事務ヲ為メ出費  
總事務若然支際事務等出費算申シ至リタルトキハ親友  
會之則第二十九條ヲ準用ス但シ會算及隨意  
見送ハ此限ニ在ラス

第四十八條 本文際部、役員ハ何時ニテモ會計帳  
簿ハ閱覽及其ノ説明ヲ求ムルコトヲ得  
書記ハ年一回役員總會ニ於テ收支決算報告  
ヲ為スヘキモノトス

## 第六章 附則

第四十九條 本文規約ハ大正十一年一月二十日ヨリ之レ  
ヲ施行ス

第五十條 本文規約、改正ハ役員總會、同意、經會  
長ノ許可ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第五十一條 本文規約實施以前ニ調製シタル帳面所  
持者ニシテ赤夕廻飯セサルモノハ左一範固  
救濟金ヲ贈與シテ帳面ト引換フルモノトス

奉願帖 五円乃至四十五円

寄附帖 參用乃至二十円

帳面所有者ニシテ廻飯シツ、アルモノ引換ア  
乞フ時ハ調査ノ上相當、救濟金ヲ贈與シ  
テ帳面ト引換フルモノトス但シ六ヶ月以上  
休廻セルモノハ無効トス